

道路への「乗入れブロック」の設置について

駐車場と道路の段差を解消するために、鉄板や段差解消ブロックなどを道路上に設置しているケースが多く見られます。

しかし、この行為は道路法に違反するほか、バイクや自転車の転倒事故にもつながります。

また、雨の日には雨水の流れを止めてしまい、生活環境を悪くしてしまう場合もあります。

段差の解消には、道路法第24条の申請のうえ、縁石の切り下げ工事をするなど、適切な方法で対処をお願いします。

ご不明な点は、お気軽に建設課までご相談・ご連絡ください。

今後も道路を安心してご利用いただけるよう、道路の適正な利用について、皆さまのご理解とご協力をお願いします。



写真1 良い例



写真2 悪い例

写真2のような事例が原因で事故が発生した場合、設置者に責任が問われかねません。

■問い合わせ先

建設課 ☎(32)8908

陸上自衛隊宇都宮駐屯地が 小型無人機等飛行禁止区域に

1月30日より陸上自衛隊宇都宮駐屯地が「対象防衛関係施設」に指定されたことで、小型無人機等の飛行が駐屯地及び周辺300mの地域で原則禁止となっています。

ドローンなどを飛行させる場合は、申請が必要となりますのでご注意ください。

<https://www.mod.go.jp/gsdf/utunomiya/utsunomiyahp/>



宇都宮駐屯地
公式ホームページ

■問い合わせ先

陸上自衛隊宇都宮駐屯地
広報室

☎028(653)1551 (代表)

貯水槽の適正な管理・検査をお願いします

市水道をご利用の方で、アパートなどに貯水槽を設置している方は、その貯水槽の規模により所定の管理・検査をしなければなりません。

貯水槽の規模による義務の差

有効容量が10m³を超える場合は、水道法により所定の管理・検査が義務付けられています。

10m³以下の場合は、市の条例により所定の管理・検査に努めなければなりません。

貯水槽の管理

- ・水槽の清掃を1年に1回以上、定期的に行ってください。
- ・水槽が汚染されることがないように、定期的に水槽の状態などの点検を行い、異常があれば修繕などの対応をしてください。
- ・水の色、濁り、味、臭いなどに注意し、異常があれば水質検査を行ってください。

・給水している水が人の健康を害する恐れがあるときは、すぐに給水を停止し、利用者などの関係者に周知してください。

貯水槽の検査

■有効容量が10m³を超える水槽

厚生労働省の登録を受けた検査機関による管理状況の検査を1年に1回以上

■有効容量が10m³以下の水槽

1年以内に1回、定期的に、給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査
※自主検査ができない場合には厚生労働省の登録を受けた検査機関などにご相談ください。
※厚生労働省の登録を受けた検査機関については、市ホームページを確認するか、水道課までお問い合わせください。

■問い合わせ先

水道課 ☎(32)8911

野生の山菜類・きのこを 採取・販売する方へ

原子力災害対策特別措置法に基づき、出荷制限区域で採取された野生の山菜類・きのこは、飲食店での提供や販売（インターネット販売、通販を含む）はできません。

また、出荷制限区域外の地域で採取されたものは、販売前に放射性物質モニタリング検査結果で安全であることを確認してください。県ホームページでは、「作物別モニタリング」の結果と「出荷制限」を検索できます。

販売の際は、「品目名」、「産地（都道府県名+市町名）」、「野生」の表示を徹底してください。

■問い合わせ先

野生の山菜類・きのこについて

県南環境森林事務所

☎0283(23)1443

食品の安全性について

県南健康福祉センター

☎(22)4235